

# 八王子市の中核市移行に伴う法定移譲事務

平成27年2月

八王子市



# 目次

1. 民生行政に関する事務	.....	1	ページ
2. 保健衛生行政に関する事務	.....	20	ページ
3. 環境行政に関する事務	.....	23	ページ
4. 都市計画・建設行政に関する事務	.....	27	ページ
5. 文教行政に関する事務	.....	32	ページ
6. その他の事務	.....	34	ページ

## 掲載例

中核市移行で移譲される事務を一覧にまとめ、それぞれの概要を記載しています。

平成25年度末の対象数(基準日が異なるものは括弧書き)で記載しています。確認中のものや本市に該当のないものは「-」と記載しています。

中核市移行により制定・改正する条例のほか、規則・要綱等についても明記しています。都が作成していない規則・要綱等を制定する場合は【新】と表示しています。

中核市移行により何がかわるのか、具体的な内容を記載しています。

”申請先の変更”欄には、申請窓口がどこからどこに変わるのか、具体的な場所を記載しています。  
”事務処理期間の短縮”欄には、現時点でわかる範囲の目安の短縮期間を記載しています。理論上短縮はしますが期間を明示できないものは「○」と記載しています。

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間の短縮	
身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳の交付に関し、申請の受理から交付までの一連の事務を行う。	身体障害者手帳保持者数 15,417人  (26年4月1日現在)	◇身体障害者福祉法 ◇身体障害者福祉法施行令 ◇身体障害者福祉法施行規則 ◇身体障害者の福祉に関する国通知(事務事業関係)	-	◇八王子市身体障害者福祉法施行細則	-	身体障害者手帳の申請受付、審査、交付など全ての事務を一元化できる。		1か月半 ⇒2週間	障害者福祉課
都市計画法による開発許可	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図るため、開発許可申請の審査(技術基準、立地基準)、許可、検査、開発登録簿の調製・閲覧、証明書の発行等を行う。また、市街化調整区域における開発許可に関する審議や審査請求に対する裁決を行う開発審査会を設置する。	-	◇都市計画法 ◇都市計画法施行令 ◇都市計画法施行規則 ◇市民農園整備促進法 ◇日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令 ◇地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	◇八王子市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例 ◇八王子市開発審査会条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ◇八王子市手数料条例	◇八王子市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市開発審査会条例施行規則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則 ◇八王子市開発登録簿閲覧所閲覧規則	◇八王子市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準	現在、開発事業の工事に関する直接的な指導は都が行っているが、市が主体的に関与することにより、住民の要望や事業者への指導が直接可能となる。また、地域特性に配慮した指導や、迅速な現場対応等、きめ細かな対応をとることで安全・安心なまちづくりが可能となる。	多摩建築指導事務所(立川) ⇒市役所	○	開発指導課

1. 民生行政に関する事務

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
1 老人居宅生活支援事業の開始届の受理等	老人居宅生活支援事業（老人居宅介護、老人デイサービス、老人短期入所など）について、開始、変更、休廃止の届出を受理する。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、実地検査、改善命令、事業の制限又は停止命令を行う。	老人居宅介護事業 125事業所 老人デイサービスセンター 173事業所 老人短期入所施設 27事業所  (26年9月25日現在)	◇老人福祉法 ◇老人福祉法施行規則	—	◇八王子市老人福祉法施行細則	◇八王子市施設等指導検査実施要綱	市が運営指導と高い頻度で実地検査を行っていくことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都 ⇒市役所 (現在は、都の委託先が窓口)		高齢者いきいき課 指導監査課
2 老人福祉施設の設置	老人福祉施設を設置することができる。	【参考】 老人福祉施設 237施設 ・老人デイサービスセンター 173事業所 ・老人短期入所施設 27事業所 ・養護老人ホーム 5施設 ・特別養護老人ホーム 26施設 ・軽費老人ホーム 1施設 ・老人福祉センター 3か所  (26年9月25日現在)	◇老人福祉法	◇八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市老人福祉法施行細則	—	市が自ら施設を設置する場合の都への届出が不要となるため、施設整備に係る事務負担が軽減される。			高齢者いきいき課
3 老人福祉センターの事業開始届の受理等	老人福祉センター（市が設置した施設を除く）の事業開始、変更、廃止の届出を受理する。また、事業者への調査を行うとともに、適正な事業運営が行われていない場合は、事業の制限又は停止命令を行う。	【参考】 老人福祉センター 3か所（市が設置）  (26年9月25日現在)	◇社会福祉法 ◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係） ◇老人福祉法	—	◇八王子市老人福祉法施行細則	—	市が運営状況を把握できるため、利用者が安全、安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課
4 軽費老人ホームに係る設置届の受理等	軽費老人ホームについて、市の条例で設備、運営の基準を定め、法や条例に基づき軽費老人ホームの設置届の受理又は設置の許可を行う。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、調査、改善命令、許可の取消しなどの処分を行う。	軽費老人ホーム 1施設  (26年9月25日現在)	◇社会福祉法 ◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係） ◇老人福祉法	◇八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市老人福祉法施行細則	◇八王子市施設等指導検査実施要綱	市が運営指導と高い頻度で実地検査を行っていくことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課 指導監査課

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名	
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮		
5	老人デイサービスセンターの設置届の受理等	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの設置、変更、休廃止の届出を受理する。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、実地検査、改善命令、事業の制限又は停止命令を行う。	老人デイサービスセンター 173事業所 老人短期入所施設 27事業所 (26年9月25日現在)	◇老人福祉法 ◇老人福祉法施行規則 ◇社会福祉事業に関する国通知(事務事業関係)	-	◇八王子市老人福祉法施行細則	-	市が事業者の運営状況を把握できるため、利用者が安全、安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都 ⇒市役所 (現在は、都の委託先が窓口)		高齢者いきいき課 指導監査課
6	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等	養護老人ホーム、特別養護老人ホームについて、市の条例で設備、運営の基準を定め、法令や条例に基づき養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置届の受理又は認可を行う。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、実地検査、改善命令、事業の停止又は廃止命令、認可の取消しの処分を行う。	養護老人ホーム 5施設 特別養護老人ホーム 26施設 (26年9月25日現在)	◇老人福祉法 ◇老人福祉法施行規則 ◇老人福祉に関する国通知(事務事業関係) ◇社会福祉事業に関する国通知(事務事業関係)	◇八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市老人福祉法施行細則	◇八王子市施設等指導検査実施要綱	市が施設の運営状況を把握できるため、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課 指導監査課
7	老人福祉事業の整備及び補助	社会福祉法人に対し、老人福祉のための事業に要する費用の一部を補助する。あわせて、国から老人福祉のための事業に要する費用の一部の補助を受ける。	特別養護老人ホーム(地域密着を除く) 24施設 養護老人ホーム(特定施設であるもの) 1施設 介護療養型医療施設 6施設 (26年9月25日現在)	◇老人福祉法 ◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 ◇老人福祉に関する国通知(負担金・補助金関係) ◇老人福祉に関する国通知(軽費老人ホーム関係) ◇社会福祉事業に関する国通知(事務事業関係)	-	-	◇八王子市社会福祉施設等施設整備補助金交付要綱	市が老人福祉施設の整備補助を実施することで、市の現状に見合った整備の促進ができる。運営法人の公募から補助金の交付までが一連の業務となり、迅速な建設が可能になる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課
8	有料老人ホームに係る設置届の受理等	有料老人ホームの設置、変更、休廃止の届出を受理する。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、実地検査、改善命令を行う。	有料老人ホーム 27施設 介護付き 23施設 住宅型 4施設 (26年9月25日現在)	◇老人福祉法 ◇老人福祉に関する国通知(有料老人ホーム関係)	-	◇八王子市老人福祉法施行細則	◇八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針 ◇八王子市有料老人ホーム指導検査実施要綱	市が運営指導と高い頻度で実地検査を行っていくことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課 指導監査課
9	老人クラブの活動支援	単位老人クラブ及び市老人クラブ連合会が行う各種活動に対し助成を行い、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。	218団体	◇老人福祉に関する国通知(事務事業関係)	-	-	◇八王子市老人クラブ運営事業補助金交付要綱 ◇八王子市老人クラブ連合会運営事業補助金交付要綱	市の要綱により事業展開することで、より柔軟な活動支援が可能となる。都を経由せず直接国に補助金を申請することで、事務手続が軽減される。			高齢者いきいき課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
10	敬老の日・老人福祉週間における記念事業	敬老の日の記念事業として、新100歳の方に対して内閣総理大臣からの祝状、記念品を贈呈する。	104人	◇老人福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市敬老の日・老人福祉週間にちなむ記念事業実施要領	内閣総理大臣からの祝状及び記念品（銀杯）を市長からの祝いと合わせて直接渡すことができる。			高齢者いきいき課
11	老人ホーム入所判定審査会の設置運営	養護老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについて、入所判定委員会から助言を求められた場合、老人福祉主管課長、医師、福祉事務所長、精神衛生センター所長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定審査会」を開催し、その意見をさく。	【参考】 入所判定委員会 25年度開催数：4回 対象：38件	◇老人福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	入所判定については国の指針が示されており、専門職を含む既存の入所判定委員会ですべて完結できるが、必要に応じてより専門的な委員から意見を聞くことができる。			高齢者福祉課
12	居宅サービス事業者の指定	訪問介護、通所介護等の居宅介護サービスを行う事業者について、市の条例で人員、設備、運営の基準を定め、事業者の指定を行う。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、勧告、措置命令、指定の効力停止、指定取消などの処分を行う。	居宅サービス事業所 437事業所  (26年9月25日現在)	◇介護保険法 ◇介護保険法施行規則 ◇介護保険に関する国通知（費用の算定に係る基準及び届出関係）	◇八王子市指定居宅サービス等の事業の基準に関する条例 ◇八王子市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則	◇八王子市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者等監査実施要綱 ◇八王子市介護保険サービス事業者等指導実施要綱	市が運営指導と高い頻度で実地検査を行っていくことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都 ⇒市役所 (現在は、都の委託先が窓口)			高齢者いきいき課 指導監査課
13	居宅介護支援事業者の指定	居宅介護支援事業を行う事業者について、市の条例で人員、運営の基準を定め、法令や条例に基づき、事業者の指定を行う。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には勧告、措置命令、指定の効力停止、指定取消などの処分を行う。	居宅介護支援事業所 133事業所  (26年9月25日現在)	◇介護保険法 ◇介護保険法施行規則 ◇介護保険に関する国通知（費用の算定に係る基準及び届出関係）	◇八王子市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例 ◇八王子市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則	◇八王子市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者等監査実施要綱 ◇八王子市介護保険サービス事業者等指導実施要綱	市が運営指導と高い頻度で実地検査を行っていくことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都 ⇒市役所 (現在は、都の委託先が窓口)			高齢者いきいき課 指導監査課

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
14 介護予防サービス事業者の 指定	介護予防訪問介護、介護予防通所 介護等の介護予防サービスを行う 事業者について、市の条例で人 員、設備、運営の基準を定め、法 令や条例に基づき事業者の指定を 行う。また、運営指導を実施する とともに、適正な事業運営が行わ れていない場合には、勧告、措置 命令、指定の効力停止、指定取消 などの処分を行う。	介護予防サービス事業所 417事業所  (26年9月25日現在)	◇介護保険法 ◇介護保険法施行規則 ◇介護保険に関する国 通知（費用の算定に係 る基準及び届出関係）	◇八王子市指定介護 予防サービス等の事 業の人員、設備及び 運営並びに指定介護 予防サービス等に係 る介護予防のための 効果的な支援の方法 の基準に関する条例 施行規則 ◇八王子市指定居宅 サービス事業者、指 定居宅介護支援事業 者、介護保険施設及 び指定介護予防サ ービス事業者に係る指 定等に関する規則	◇八王子市指定居宅 サービス事業者、指 定居宅介護支援事業 者、介護保険施設及 び指定介護予防サ ービス事業者に係る指 定等実施要綱 ◇八王子市介護保険 サービス事業者等監 査実施要綱 ◇八王子市介護保険 サービス事業者等指 導実施要綱	市が運営指導と高い頻度で実地 検査を行っていくことで、利用 者が安全・安心にサービス提供 が受けられるよう、迅速できめ 細かな対応を取ることができる。	都 ⇒市役所 (現在は、都の 委託先が窓口)		高齢者いきいき課 指導監査課	
15 介護老人福祉施設の指定	介護老人福祉施設について、市の 条例で人員、設備、運営の基準を 定め、法令や条例に基づき施設の 指定を行う。また、運営指導を実 施するとともに、適正な事業運営 が行われていない場合には、勧 告、措置命令、指定の効力停止、 指定取消などの処分を行う。	介護老人福祉施設 24施設	◇介護保険法 ◇介護保険法施行規則	◇八王子市指定介護 老人福祉施設の人 員、設備及び運営の 基準に関する条例 施行規則 ◇八王子市指定居宅 サービス事業者、指 定居宅介護支援事業 者、介護保険施設及 び指定介護予防サ ービス事業者に係る指 定等に関する規則	◇八王子市指定居宅 サービス事業者、指 定居宅介護支援事業 者、介護保険施設及 び指定介護予防サ ービス事業者に係る指 定等実施要綱 ◇八王子市介護保険 サービス事業者等監 査実施要綱 ◇八王子市介護保険 サービス事業者等指 導実施要綱	市が施設の運営状況を把握でき るため、利用者が安全・安心に サービス提供が受けられるよ う、迅速できめ細かな対応をと ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課 指導監査課	
16 介護老人保健施設の開設許 可	介護老人保健施設について、市の 条例で人員、施設及び設備、運営 の基準を定め、法令や条例に基づ き施設の開設許可を行う。また、 運営指導を実施するとともに、適 正な事業運営が行われていない場 合には、勧告、措置命令、業務停 止命令、許可の効力停止、取消し などの処分を行う。	介護老人保健施設 7施設	◇介護保険法 ◇介護保険法施行規則	◇八王子市介護老人 保健施設の人員、施 設及び設備並びに運 営の基準に関する条 例施行規則 ◇八王子市指定居宅 サービス事業者、指 定居宅介護支援事業 者、介護保険施設及 び指定介護予防サ ービス事業者に係る指 定等に関する規則	◇八王子市指定居宅 サービス事業者、指 定居宅介護支援事業 者、介護保険施設及 び指定介護予防サ ービス事業者に係る指 定等実施要綱 ◇八王子市介護保険 サービス事業者等監 査実施要綱 ◇八王子市介護保険 サービス事業者等指 導実施要綱	市が施設の運営状況を把握でき るため、利用者が安全・安心に サービス提供が受けられるよ う、迅速できめ細かな対応を取 ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課 指導監査課	

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
17 介護療養型医療施設の指定	介護療養型医療施設について、市の条例で人員、設備、運営の基準を定め、法令や条例に基づき施設の指定を行う。また、運営指導を実施するとともに、適正な事業運営が行われていない場合には、勧告、措置命令、指定の効力停止、指定取消などの処分を行う。	介護療養型医療施設 6施設	◇旧介護保険法	◇八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則	◇八王子市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等実施要綱 ◇八王子市介護保険サービス事業者等監査実施要綱 ◇八王子市介護保険サービス事業者等指導実施要綱	市が施設の運営状況を把握できるため、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		高齢者いきいき課 指導監査課
18 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付資金借入に係る意見書の作成	民間事業者が障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援、施設入所支援等）の事業所や障害児入所施設及び高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウス等）の整備にあたり、独立行政法人福祉医療機構が実施する融資制度の申請を行う際に、事業者の申請適格性などの判断のために意見書を作成する。	—	◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	現在、都と市の意見が必要となっているが、都の意見が必要なくなるため、許認可権限を有する市の意見のみで意見書を作成することができる。	都庁 ⇒市役所	○	高齢者いきいき課 障害者福祉課
19 社会福祉施設長の指導	社会福祉施設の施設長又は施設長に就任しようとしている方で、一定の要件に該当する方に対し、資格要件を取得するための研修を受講するよう指導する。	八王子施設長会 加入事業所数：83事業所 (26年6月1日現在)	◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	身近な市から研修受講への指導をすることにより、事業者に対する研修受講への動機づけの機会が増加し、また、受講者の取りまとめを市で行うことにより、受講申請に係る事業者の負担軽減につながる。	都庁 ⇒市役所	○	高齢者いきいき課 障害者福祉課 生活福祉第一課 生活福祉第二課
20 身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳の交付に関し、申請の受理から交付までの一連の事務を行う。	身体障害者手帳保持者数 15,417人  (26年4月1日現在)	◇身体障害者福祉法 ◇身体障害者福祉法施行令 ◇身体障害者福祉法施行規則 ◇身体障害者の福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	◇八王子市身体障害者福祉法施行細則	—	身体障害者手帳の申請受付、審査、交付など全ての事務を一元化できる。		1 か月半 ⇒2 週間	障害者福祉課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
21	身体障害者手帳の申請に係る診断書を作成する医師の指定	身体障害者手帳の申請に係る診断書を作成することのできる医師を指定する。なお、指定や指定の取消しを行う場合には、地方社会福祉審議会の意見を聴く。	指定医数 576人 (26年4月1日現在)	◇身体障害者福祉法 ◇身体障害者福祉法施行令	—	◇八王子市身体障害者福祉法施行細則	—	市内の医師から申請があった場合、市内の医師の状況を把握している八王子市社会福祉審議会の意見を聴いて、指定又は指定の取消しの判断をすることができる。 また、申請内容に異動があった場合の医師の変更手続きについて、現況調査を行うことで確実な実施を実現する。			障害者福祉課
22	身体障害者生活訓練等事業等の届出受理等	身体障害者生活訓練等事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業について、事業の開始（変更、廃止、休止）の届出を受理する。市は、これらの事業が適正に行われるよう、運営指導を実施するとともに、報告徴収等必要な調査を行い、命令や処分を行う。命令や処分に違反したり、不正な行為等があった場合は、事業の制限又は停止を命ずることができる。	—	◇身体障害者福祉法	—	—	◇八王子市障害福祉サービス事業等の開始届出等に関する要綱 ◇八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱	市が届出の窓口になることにより、事業者の事務負担の軽減につながる。また、利用者の苦情相談等に対して、市が直接命令、処分等の権限をもって指導することができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 指導監査課
23	盲人ホームの設備及び運営の指導	国が定めた「盲人ホーム運営要綱」及び「盲人管理規程準則」に基づき、盲人ホームの利用者の自立更生、盲人ホームの育成助長、適切な管理運営について指導する。	—	◇身体障害者の福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市障害福祉サービス事業等の開始届出等に関する要綱	現在、市内に盲人ホームは存在しないが、今後開設する事業者が現れた場合には、盲人ホームの管理規程に、利用者へのサービス向上を図る市の方針を反映するよう指導をすることで、利用者の自立を促進する施設とすることができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課
24	第二種社会福祉事業（身体障害者福祉法）の開始の届出受理等	手話通訳事業や身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設、聴覚障害者情報提供施設）の開始、変更、廃止したときの届出の受理を行う。また、事業が適正に行われるよう必要な調査や改善命令、事業の制限又は停止を命ずることができる。	施設数 身体障害者福祉センター 1施設 【参考】 市内には現時点で手話通訳等事業者がいない	◇社会福祉法	—	—	◇八王子市障害福祉サービス事業等の開始届出等に関する要綱	市が届出の窓口になることにより、事業者の事務負担の軽減につながる。また、各事業ごとの内容に配慮した事業運営を指導するという形でのきめ細かな対応が可能となり、地域等の状況に応じた障害者福祉の充実を図ることができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課



事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
25 社会福祉施設等整備費補助	地域生活を支える基盤整備を推進するため、保護施設、障害者入所施設、通所施設等、放課後等デイサービス等に対して補助金の交付を行う。あわせて国から施設整備に要する費用の一部の補助を受ける。	25年度補助実績 1件	◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	◇八王子市社会福祉審議会条例 ◇八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	◇八王子市障害者（児）施設整備費補助交付要綱 ◇八王子市保護施設整備費等補助金交付要綱 ◇八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行要綱	市が事業者の運営状況を把握できるため、利用者が安心してサービスの提供を受けられるようきめ細かな対応を取ることができる。また、事業者に対して市の保護施設整備の方向性を示したり、市が必要とする障害者の通所施設の整備等求められる障害福祉サービス事業所の整備が促進できる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 生活福祉第一課 生活福祉第二課
26 身体障害者補助犬の苦情受理等	公共交通機関や不特定かつ多数の者が利用する施設などにおいて、盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴及び使用に関する苦情を受け付け、相談・指導を行い、また、関係行政機関への協力要請を行う。	—	◇身体障害者補助犬法	—	—	◇八王子市苦情受付処理事務要綱	身体障害者や施設等の管理者からの苦情に対して直接指導することができる。また、法の趣旨を周知していくことで苦情の発生を抑制できる。	都庁 ⇒市役所		障害者福祉課
27 指定障害福祉サービス事業者の指定等	訪問（居宅）系、日中活動（通所）系、居住系（グループホーム）などの指定障害福祉サービスについて、人員、設備、運営の基準を市の条例で定める。福祉サービス事業者からの指定申請を受理し、条例に基づき審査、指定を行う。また、更新、変更、再開、廃止、休止等の届出を受理する。運営指導を実施するとともに、適正な事業の運営が行われていない場合は、勧告、命令、取消処分等を行う。	指定事業者数 訪問系 235事業者 日中活動系 102施設 居住系 44施設 短期入所 18施設	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	◇八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	◇八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則	◇八王子市指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等実施要綱 ◇八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱	市が指定事務を行うことにより、事業者の事務に要する事務負担の軽減につながる。また、事業者の運営状況の把握がし易くなるため、障害者が安心してサービス提供が受けられるよう、市は適切な対応を取ることが可能となる。さらに、市の独自基準により一層のサービスの向上が図られ、障害者の自立と社会参加の促進に貢献することができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 指導監査課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
28	指定障害者支援施設の指定等	指定障害者支援施設について、人員、設備、運営の基準を市の条例で定める。事業者からの指定申請を受理し、条例に基づき審査、指定を行う。また、更新、変更、再開、辞退等の届出を受理する。運営指導を実施するとともに、適正な事業の運営が行われていない場合は、勧告、命令、取消処分等を行う。	指定施設数 9施設	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	◇八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則	◇八王子市指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等実施要綱 ◇八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱	市が指定事務を行うことにより、事業者の負担に要する事務負担の軽減につながる。また、事業者の運営状況の把握がしやすくなるため、障害者が安心してサービス提供が受けられるよう、市は適切な対応を取ることが可能となる。さらに、市の独自基準により一層のサービスの向上が図られ、障害者の自立と社会参加の促進に貢献することができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 指導監査課	
29	指定一般相談支援事業者の指定等	障害者の地域生活を支援する指定一般相談支援事業者について、事業者からの指定申請を受理し、人員、運営の基準を定めた厚生労働省令に基づき審査、指定を行う。また、更新、変更、再開、廃止、休止等の届出を受理する。運営指導を実施するとともに、適正な事業の運営が行われていない場合は、勧告、命令、取消処分等を行う。	事業者数 8事業者	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	◇八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則	◇八王子市指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等実施要綱 ◇八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱	市が指定事務を行うことにより、事業者の負担に要する事務負担の軽減につながる。また、障害者の地域移行を進める上で適切な事業者を指定することが可能となり、市が直接、勧告、命令、取消処分等の権限により指導することで、きめ細かな対応が可能となる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 指導監査課	
30	指定自立支援医療機関の指定等（育成医療）	心身の障害を除去・軽減するための医療費自己負担額を公費で軽減する自立支援医療制度では、病院、診療所、薬局といった医療機関を定めなければならない。市長は、18歳未満の身体に障害のある児童を対象とした育成医療を行う医療機関の指定、指定自立支援医療機関に対する指導、報告聴取、勧告、命令、指定の取消しを行う。	指定病院・診療所数 41 指定薬局数 70 指定訪問看護事業者数 7  (26年4月1日現在)	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	◇八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	—	育成医療に関する指定自立支援医療機関の指定、監督に係る事務を行うことで、きめ細かな指導や良質かつ適切な医療を提供することが可能となる。	〔指定自立支援医療機関の申請〕 都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課	
31	指定自立支援医療機関の指定等（更生医療）	心身の障害を除去・軽減するための医療費自己負担額を公費で軽減する自立支援医療制度では、病院、診療所、薬局といった医療機関を定めなければならない。市長は、身体障害者手帳を有する18歳以上の方を対象とした更生医療を行う医療機関の指定、指定自立支援医療機関に対する指導、報告聴取、勧告、命令、指定の取消しを行う。	指定病院・診療所数 41 指定薬局数 70 指定訪問看護事業者数 8  (26年4月1日現在)	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	◇八王子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	—	更生医療に関する指定自立支援医療機関の指定、監督に係る事務を行うことで、きめ細かな指導や良質かつ適切な医療を提供することが可能となる。	〔指定自立支援医療機関の申請〕 都庁 ⇒市役所		障害者福祉課	

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名	
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮		
32	地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）	専門性の高い意思疎通支援を行う方（手話通訳者・要約筆記通訳者・盲ろう通訳介助者）の養成研修事業及び派遣事業を市が行う。手話通訳者・要約筆記通訳者養成研修、手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業に加え、盲ろう通訳介助者の養成・派遣事業を実施する。	【参考】 盲ろう通訳利用登録者数 4人 盲ろう通訳介助者登録数 12人	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	-	-	◇八王子市盲ろう者通訳・介助者養成研修事業運営要綱 ◇八王子市盲ろう者通訳・介助者派遣事業運営要綱	手話通訳者・要約筆記通訳者の養成・派遣事業は既に市で実施しているが、より専門性の高い業務への対応が可能となる。また、盲ろう通訳者の養成・派遣事業を新たに実施することで幅広い市民へのサービス提供が可能となる。	都庁 ⇒市役所		障害者福祉課
33	障害福祉サービス事業の開始等の届出受理等	障害福祉サービス事業、福祉ホームや地域活動支援センターを運営する事業などについて、事業の開始（変更、休止、廃止）の届出を受理する。また、市は障害福祉サービス、地域活動支援センター、福祉ホームについて、設備及び運営の基準を条例で定め、適正に運営されるよう、運営指導を実施するとともに、立入検査、事業の停止命令などを行う。	事業者数 障害福祉サービス事業 566事業者 福祉ホーム 1施設 地域活動支援センター 3施設	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	◇八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市障害福祉サービス事業等の開始届出等に関する要領 ◇八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱	市が届出の窓口になることにより、事業者の事務負担の軽減につながる。また、事業者の運営状況の把握がしやすくなるため、障害者が安心してサービス提供が受けられるよう、市は適切な対応を取ることが可能となる。さらに、市の独自基準により一層のサービスの向上が図られ、障害者の自立と社会参加の促進に貢献することができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 指導監査課	
34	障害者支援施設の設置の届出受理等	障害者の方に夜間の施設入所や昼間の生活介護などの支援を行う障害者支援施設について、設置（変更）の届出を受理する。また、市は障害者支援施設について設備及び運営の基準を条例で定め、適正に運営されるよう、運営指導を実施するとともに、立入検査、事業の停止命令などを行う。	障害者支援施設数 9施設	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ◇社会福祉法	◇八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	◇八王子市障害福祉サービス事業等の開始届出等に関する要領 ◇八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱	市が届出の窓口になることにより、事業者の事務負担の軽減につながる。また、事業者の運営状況の把握がしやすくなるため、障害者が安心してサービス提供が受けられるよう、市は適切な対応を取ることが可能となる。さらに、市の独自基準により一層のサービスの向上が図られ、障害者の自立と社会参加の促進に貢献することができる。	都庁 ⇒市役所	○	障害者福祉課 指導監査課
35	保護施設の設置認可等	生活保護法に基づく保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設）について、市の条例で設備、運営の基準を定め、法令や条例に基づき保護施設の設置等の認可申請を審査する。また、施設の運営について指導を行い、運営状況の報告や立入検査を実施し、適正な事業運営が行われていない場合には改善命令、事業の停止又は廃止命令、認可の取消しなどの処分を行う。	救護施設 2施設	◇生活保護法 ◇生活保護法施行規則 ◇生活保護に関する国通知（事務事業関係） ◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	◇八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	◇八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行要領	日常生活を送ることが困難な人たちが、経済的な問題も含めて安心して生活するための施設に係る基準について、市の考え方を反映した条例を制定することができる。また、施設の運営指導等を市が実施することで、施設の運営状況をより的確に把握できるようになり、施設と一体的な行政運営が可能となる。	都庁 ⇒市役所		生活福祉第一課 生活福祉第二課

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
36 生活保護法に基づく医療機関、介護機関等の指定	生活保護法に基づく扶助を行うため、医療機関、介護機関、助産機関、施術機関の指定等の申請を審査する。また、制度の趣旨を徹底させ、適正な事務が行われるよう講習会、実地により指導を行う。実地による指導の結果、検査が必要な場合には、報告の徴収や立入検査を行い、必要と認められる場合には指定取消などの処分を行う。	2,145件	◇生活保護法 ◇生活保護法施行規則 ◇生活保護に関する国通知（事務事業関係）	—	◇八王子市生活保護法施行細則	◇八王子市指定医療機関指導検査実施要綱 ◇八王子市指定介護機関指導監査実施要綱	市が医療機関等の状況を把握でき、講習会・実地指導等により生活保護制度の趣旨を徹底し、生活保護受給者に対する適切な処遇を確保することができる。	都庁 ⇒市役所	○	生活福祉第一課 生活福祉第二課
37 生活保護費の負担及び補助	生活保護法に基づく保護費、保護施設事務費及び委託事務費を支弁する。	生活保護受給者 11,310人	◇生活保護法 ◇生活保護に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	保護費国庫負担金については、都に対し申請等しているが、直接、国に申請等の手続を行うことで、余裕を持った事務処理が可能になる。	都庁 ⇒市役所		生活福祉第一課 生活福祉第二課
38 生活保護の被保護者に対する自立支援プログラムの実施推進	就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの自立・就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援などがより効果的に行えるよう、実施体制を整備する。	753人	◇生活保護に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	国庫補助金については、都に対し申請等しているが、直接、市が策定した個別支援プログラムを国に示し申請を行うことにより、補助金に反映することができる。			生活福祉第一課 生活福祉第二課
39 中国残留邦人等の支援給付	中国残留邦人等に対する支援給付を行うため、医療機関等の指定申請を審査するとともに適正な事務が行われるよう指導を行う。	29世帯 47人 (26年9月現在)	◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定の例によることとされた生活保護法 ◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定の例によることとされた生活保護法施行規則	—	◇八王子市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則	—	日常的に事業者と連携を図っている市が事業の運営状況を把握できるため、迅速できめ細かな支援給付を行うことができる。	都庁 ⇒市役所	○	福祉政策課 生活福祉第一課 生活福祉第二課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
40	行旅病人、行旅死亡人に係る費用の支弁	行旅病人や行旅死亡人が発生したとき、病人の救護や死体の埋葬に要した費用が手持ち金や遺留金銭で不足する部分について、市が費用を立て替える。扶養義務者や相続人への請求、あるいは遺留品の売却を行っても費用が弁償されないときは、立て替えた部分が市の負担となる。	5件	◇行旅病人及び行旅死亡人取扱法	—	◇八王子市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則	—	都の費用負担がなくなり、市の負担となる。請求事務が無くなり市の事務が軽減される。			生活福祉第一課 生活福祉第二課
41	無料低額宿泊所の開始届の受理等	生計困難者に対し無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業の開始、変更、廃止をしたときの届出の受理を行う。また、施設の運営について指導を行うほか、定期的に運営状況の報告や立入検査を実施する。適正な事業運営が行われていない場合には、経営の制限又は停止を命じる。	無料低額宿泊所 4施設	◇社会福祉法	—	—	◇八王子市宿泊所設置運営指導指針 ◇八王子市宿泊所指導検査基準	生計を維持することが困難な方々が一時的に生活するための施設の設置運営について、市の考えを反映した指針を制定することができる。また、施設の運営指導を市が実施することで、施設の運営状況をよりの確に把握できるようになる。	都庁 ⇒市役所		生活福祉第一課 生活福祉第二課
42	無料低額診療及び介護老人保健施設利用事業	医療機関や社会福祉法人等が生計困難者に対し無料又は低額な料金で診療や施設を利用させる事業について、法令に基づき届出を受理し、事業の実施状況を国に報告する。また、適正な事業運営が行われていない場合には、立入調査、事業の停止などの処分を行う。	無料低額診療 1施設	◇社会福祉法 ◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市無料低額診療事業等事務取扱要領 ◇八王子市無料低額診療事業等指導検査基準	日常的に事業者と連携を図っている市が事業の運営状況を把握できるため、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		生活福祉第一課 生活福祉第二課
43	生活困窮者就労訓練事業の認定	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の自立促進を図るため、就労機会の提供や、知識・能力の向上に必要な訓練等を行う事業所を認定することで対象者の就労を促進する。また、事業が適切に実施されていることを把握するため、必要に応じて事業者へ報告を求める。	—	◇生活困窮者自立支援法	—	—	—	就労訓練を実施する事業所の認定を市で行うことで、きめ細かな対応が可能となる。	都庁 ⇒市役所		生活自立支援課 産業政策課
44	婦人保護施設の設置認可等	売春防止法に基づき設置する婦人保護施設について、市の条例で設備、運営の基準を定め、法令や条例に基づき施設の設置の届出・許可申請、変更の届出・許可申請を受領し審査し、その事業を廃止する場合は届出を受領する。また、運営指導や実地調査を行い、適正な事業運営が行われていない場合には、立入調査、改善命令、許可の取消しなどの処分を行う。	—	◇社会福祉法 ◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	◇八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	◇八王子市婦人保護施設設置認可等事務取扱要綱	施設の設備及び運営の基準について、障害者雇用の促進など市の重点取組を反映した条例を制定することで、市として一体的な施策展開が可能となる。	都庁 ⇒市役所		男女共同参画課

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
45 民生委員・児童委員の区域及び定数等決定	市民の生活状況を把握し福祉の増進が図られるよう、民生委員・児童委員の定数設定、国への推薦、解嘱に係る意見の申出、区域の決定を行う。また、民生委員・児童委員を指揮監督するとともに、必要な知識や技術が習得できるよう研修を実施する。	定数 451人	◇民生委員法 ◇民生委員に関する国通知（事務事業関係） ◇児童福祉法 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	◇八王子市民生委員定数条例	◇八王子市民生委員法施行細則	◇八王子市民生委員・児童委員選任要綱	民生委員・児童委員の区域、定数の設定を市の独自基準により行うことで地域の実情にあった定数を定めることが可能となる。また、民生委員・児童委員の委嘱に関しても都を経由して推薦していたものを市が直接推薦できるようになるため委嘱までの期間短縮が可能となる。		3か月 ⇒2か月	福祉政策課
46 社会福祉審議会の設置運営	社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会を設置する。また、民生委員の適否を審査する民生委員審査専門分科会、障害者福祉に関する事項を調査審議する障害者福祉専門分科会、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する児童福祉専門分科会、介護運営協議会の機能を統合し高齢者福祉を幅広く調査審議する高齢者福祉専門分科会、地域福祉に関する計画や具体的な課題に関する事項を調査審議する地域福祉専門分科会を設置する。	—	◇社会福祉法	◇八王子市社会福祉審議会条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	◇八王子市社会福祉審議会条例施行規則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則	◇各分科会運営要綱	既存の児童福祉、介護保険、地域福祉推進などの組織を一体化することで、横断的な審議を行い、社会福祉の向上に取り組むことができる。			福祉政策課
47 福祉職員研修の実施	福祉に携わる市職員の資質の向上を図るため、人材育成計画を樹立し、その実現に向けて計画的に職員研修を実施する。	ケースワーカー 41人	◇社会福祉法	—	—	—	市が研修の実施方針を策定することで、市として必要な職員が育成できるようになり、地域の実情に即したきめ細かなサービスが提供できる。			福祉政策課 生活福祉第一課 生活福祉第二課
48 施設を必要としない第一種社会福祉事業開始の許可	施設を必要としない助葬事業及び無利子・低利融資事業について、開始の届出の許可申請、変更の届出許可申請、休廃止の届出審査を受理し、処理する。また、適正な事業運営が行われていない場合には、許可の取消しなどの処分を行う。	—	◇社会福祉法 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市施設を必要としない第一種社会福祉事業の届出に関する要綱	市が事務を行うことで、市内事業者の運営状況が把握できるようになる。	都庁 ⇒市役所		福祉政策課 生活福祉第一課 生活福祉第二課
49 社会福祉事業功労者及びボランティア功労者の推薦	市内の社会福祉功労者とボランティア功労者を、表彰対象者として厚生労働大臣に推薦する。	26年度 1人	◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	都を経由して推薦していたものを、市が直接推薦できるようになる。			福祉政策課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
50	福祉事務所の現況調査	福祉事務所の全国的な現況調査を国の指定様式で回答する。	—	◇社会福祉事業に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	都を経由して提出していたものを直接提出できるようになるため、疑問点の解決が早くなり、より正確な調査が可能となる。			福祉政策課
51	児童福祉に関する審議会の設置運営	児童、妊産婦、知的障害者をはじめとした子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置する。委員は児童福祉に関する事業の従事者や学識経験者のうちから市長が任命する。	—	◇児童福祉法 ◇社会福祉法	◇八王子市社会福祉審議会条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	◇八王子市社会福祉審議会条例施行規則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則	◇八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会要綱	既存の子ども・子育て支援審議会の機能と児童福祉審議会の機能を統合し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会として設置することで、「次世代における支え合い」の視点を踏まえた子ども・子育て支援施策の着実な推進に向けて、総合的に調査審議できるようになる。			子どものしあわせ課
52	社会福祉法人等の一時預かり事業	乳児または幼児を一時的に預かる事業について、事業者から、事業の開始、変更、廃止、休止の届出の受理を行う。また、適正な事業運営が行われていない場合には、事業者に対して、必要な措置命令、事業の制限及び停止、事業の制限又は停止を命ずる。	25年度実績 認可保育所 16施設 延利用者数 5,077人	◇児童福祉法 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	◇八王子市児童福祉法施行細則	◇八王子市一時預かり事業定期利用保育事業実施要綱	事業の開始及び変更の届出について、現在は、市を経由して都に送付し都が受理しているが、市が受理することにより事務処理の短縮が図られる。 また、市民に身近で地域の実情に詳しい市が指導監督を行い、事業の制限や停止などの処分権を持つことで、事業者に対する苦情相談について、迅速できめ細かな対応が可能となり、市民がより安心して事業を利用できる。		1か月の短縮	保育幼稚園課
53	民間の病児保育事業届出の受理等	家庭において保育を受けることが困難な病児の保育を行う事業について、事業者からの、事業の開始、変更、廃止、休止の届出の受理を行う。また、適正な事業運営が行われていない場合には、事業者に対して、必要な措置命令、事業の制限及び停止、事業の制限又は停止を命ずる。	25年度実績 病児・病後児保育室 3施設 延利用者数 1,259人	◇児童福祉法	—	◇八王子市児童福祉法施行細則	◇八王子市病児・病後保育事業実施要綱	事業の開始及び変更の届出について、現在は、市を経由して都に送付し都が受理しているが、市が受理することにより事務処理の短縮が図られる。 また、市民に身近で地域の実情に詳しい市が指導監督を行い、事業の制限や停止などの処分権を持つことで、事業者に対する苦情相談について、迅速できめ細かな対応が可能となり、市民がより安心して事業を利用できる。		1か月の短縮	保育幼稚園課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
54	児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設）の設置認可等	助産施設及び母子生活支援施設について、市の条例で設備、運営の基準を定め、設置認可申請を審査する。また、市長は措置費の保護単価の支弁基準を設定する。施設の基準を維持するために、運営指導を実施するとともに、報告の徴収や定期的な立入検査を行う。なお、適正な事業運営が行われていない場合には改善命令、事業の停止命令などの処分を行う。	助産施設 2施設 母子生活支援施設 1施設	◇児童福祉法 ◇児童福祉法施行令 ◇児童福祉法施行規則 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	◇八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市児童福祉法施行細則	◇八王子市児童福祉施設に対する指導監査実施要綱	施設の設置認可申請及び変更の届出について、現在は、市を経由して都に送付し都が受理しているが、市が受理することにより許認可までの事務処理期間が短縮される。 また、母子生活支援施設及び助産施設の設備や運営に関する基準について、市独自の基準を定める権限、指導監督権限を併せ持つことで、施設の運営状況を把握できるため、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。		1か月の短縮	子育て支援課 指導監査課
55	児童福祉施設（保育所）の認可等	保育所について、市の条例で設備、運営の基準を定め、設置認可申請を審査する。また、施設の基準を維持するため、運営指導を実施するとともに、報告の徴収や立入検査を行う。なお、適正な事業運営が行われていない場合には改善命令、事業の停止命令などの処分を行う。	民間認可保育所数 75園 定員 8,447人 (26年4月1日現在)	◇児童福祉法 ◇児童福祉法施行令 ◇児童福祉法施行規則 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	◇八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 ◇八王子市保育園条例	◇八王子市児童福祉法施行細則	◇八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱 ◇八王子市児童福祉施設に対する指導監査実施要綱	施設の設置認可申請及び変更の届出について、現在は、市を経由して都に送付し都が受理しているが、市が受理することにより事務処理の短縮が図られ許認可までの期間が短縮される。 また、保育所の設備や運営に関する基準について、虐待防止研修の義務付け及び非常災害対策の強化など市独自の基準を定める権限、認可権限、指導監督権限を合わせ持ち、高い頻度で実地指導を行うことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。		1か月の短縮	保育幼稚園課 指導監査課
56	無届・無認可児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）の調査勧告等	届出をしていない又は認可を受けていない助産施設・母子生活支援施設について、適正な事業運営が行われていない場合に報告の聴取や立入調査を行い、改善を勧告する。勧告に従わなかったときは公表し、事業の停止又は閉鎖を命令する。	—	◇児童福祉法	—	—	◇八王子市認可外母子生活支援施設及び助産施設に対する指導監督要綱	事業者に対する苦情、相談について、地域の実情に詳しい市が立入調査、改善勧告を行うことで、迅速できめ細かな対応が可能となる。			子育て支援課 指導監査課



事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
57 保育所分園の設置	保育所分園の設置を希望する事業者からの申請に対し、「保育所分園設置運営要綱」に基づき審査した上で設置認可を行い厚生労働省に通知する。	民間認可保育所分園 3園 定員 109人 (26年4月1日現在)	◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱	施設の設置認可申請及び変更の届出について、現在は、市を経由して都に送付し都が受理しているが、市が受理することにより、事務処理の短縮が図られ認可までの期間が短縮される。また、市民に身近で地域の実情に詳しい市が、施設に対する認可権限、指導監督権限を合わせ持つことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。		1か月の短縮	保育幼稚園課
58 夜間保育所の設置認可	夜間保育所の設置を希望する事業者からの申請に対し、夜間保育所の設置認可等の方針に基づき審査した上で設置認可を行い、厚生労働省に通知する。	—	◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱	施設の設置認可申請及び変更の届出について、現在は、市を経由して都に送付し都が受理しているが、市が受理することにより、事務処理の短縮が図られ認可までの期間が短縮される。事業者に対し、市民に身近で地域の実情に詳しい市が認可権限、指導監督権限を合わせ持つことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。		1か月の短縮	保育幼稚園課
59 保育所等における事故の報告	保育所等で不慮の事故が発生した場合の事故報告の受理及び厚生労働省への報告を行う。	25年度実績 報告件数 2件	◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	保育所等での事故に関する国からの情報が早めに入手できる。			保育幼稚園課
60 無届・無認可児童福祉施設（保育施設）の調査勧告等	届出をしていない又は認可を受けていない保育施設について、開始届、変更届、休・廃止届を受理するとともに、毎年、施設の設置者から施設の運営状況について報告を受ける。事業開始後は、運営指導を行い、実地検査を実施すること、適正な事業執行を確認する。また、適正な事業運営が行われていない場合には報告の聴取や立入調査を行い、改善を勧告する。勧告に従わなかったときは公表し、事業の停止又は閉鎖を命令する。	認可外施設(届出済分) ベビーホテル 11施設 その他 3施設 院内 15施設 事業所内 9施設	◇児童福祉法	—	◇八王子市児童福祉法施行細則	◇八王子市認可外保育施設に対する指導監督要綱	施設の開始及び変更の届出について、現在、都が受理しているが、市が受理することにより、事務処理の短縮が図られる。また、市民に身近で地域の実情に詳しい市が、高い頻度で実地指導を行うなど指導監督を行い、事業の停止や閉鎖などの処分権を持つことで、事業者に対する苦情相談について、迅速できめ細かな対応が可能となり、市民がより安心して施設を利用できる。	都庁 ⇒市役所	1か月の短縮	保育幼稚園課 指導監査課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
61	企業委託型保育の助成申請 に対する意見	企業が児童福祉施設の空き部屋・ 空ベッド、空き時間等を利用して 保育サービス事業を実施する際 に、施設活用の適格性などにつ いて意見書を作成する。	—	◇児童福祉に関する国 通知（事務事業関係）	—	—	—	身近な市が施設活用の適否につ いて意見を述べられるようになる。 （現在企業委託型保育サー ビスを実施している保育所はな い）	都庁 ⇒市役所		保育幼稚園課
62	指定保育士養成施設の指定 申請書の厚生労働省への提出	新たに指定保育士養成施設の指定 を受けようとする方が提出して きた申請書等の受理及び指定内容 の変更届について、内容を確認し た上で厚生労働省に提出する。	—	◇児童福祉法施行令	—	—	—	市内に法人の本部がある場合、 新たな保育士養成施設の設置及 び現施設の内容変更について、 市に申請できるようになり事務 処理の短縮が図られる。 また、指定保育士養成施設に対 し、市内保育所の求人情報が提 供しやすくなる。	都庁 ⇒市役所	○	保育幼稚園課
63	保育事業従事者に対する厚 生労働大臣表彰の推薦、保 育事業に対する厚生労働大 臣感謝状の贈呈	「保育事業者に対する厚生労働大 臣感謝状贈呈実施要綱」に基づ き、市内保育所に勤務する職員を 選考の上、推薦する。	—	◇児童福祉に関する国 通知（事務事業関係）	—	—	—	従前は、市が選考し推薦した方 に対し、都が再び選考した上で 厚生労働省に推薦していたが、 市が選考した方を直接厚生労働 省に推薦することができるよ うになる。			保育幼稚園課
64	保育所の民間給与等改善費 の承認	民間保育所における「民間施設給 与等改善費」について承認する。	25年度実績 対象認可保育所 73園 延対象者職員数 25,010人	◇児童福祉に関する国 通知（事務事業関係）	—	—	—	現在、保育所から提出された書 類を市が内容確認を行った上 で、都に送付し、承認された結 果を、市を経由して保育所に送 付していたが、直接市が承認す ることになり、事務処理の短縮 が図られる。 このことにより、従前は7月か ら運営費の加算率を確定してい たが、6月の確定が可能になり、 保育所は年間運営費を早めに見 込むことができ円滑な保育所運 営が図られる。		1か月の短縮	保育幼稚園課
65	保育単価の特例適用	保育所の運営について特別な理由 があり、適当でないと認めるとき は、厚生労働省からの「児童福祉 法による保育所運営費国庫負担金 について」に基づく保育単価を厚 生労働大臣の承認を得て別に定め る単価を適用する。	—	◇児童福祉に関する国 通知（事務事業関係）	—	—	—	保育所の運営上特別の事由があ れば、保育単価を厚生労働大臣 の承認のうえ変更できるため、 市の実情に応じた適正な保育単 価を設定することができる。			保育幼稚園課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
66	保育施設強化推進費の協議	保育所において、地域との交流を図るため、火災、地震等の災害に備え、防災教育の実施や防災対策に必要な物品の購入に対し助成し、施設機能の充実強化を推進する。	25年度実績 対象認可保育所 56園	◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	現在は、保育所からの申請に基づき市が確認した上で都に送付し、都の交付決定後12月の保育所運営費で支給しているが、移行後は都を経由しない分、保育所に対し早めの助成が可能になる。		1か月の短縮	保育幼稚園課
67	入所児童処遇特別加算費の助成	保育所において、高齢者等（高齢者、障害者、母子家庭の母及び寡婦等）ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、高齢者等による児童に対するきめ細かなサービスや交流を図るため、高齢者等を非常勤職員として雇用した保育所に対し助成する。	25年度実績 対象認可保育所 16園	◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	現在は、保育所からの申請に基づき市が確認した上で都を経由し国に送付し、交付決定後3月の保育所運営費で支給しているが、移行後は都を経由しない分、保育所に対し早めの助成が可能になる。		1か月の短縮	保育幼稚園課
68	国庫負担金(補助)金の交付の申請事務、変更交付申請事務、実績報告	児童福祉法53条の規定による保育所運営費国庫負担金の申請等事務について管轄する地方厚生局長に提出する。 災害等の特別な理由により保育所国庫負担金(保育料)の基準額により難しいときは、厚生労働省に申請できる。 児童福祉施設の認可取消等があった場合、負担金を返還させる。	25年度実績 対象認可保育所 73園	◇児童福祉法施行令 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	—	現在、保育所運営費国庫負担金については、都に対し（都負担金も併せて）申請等しているが、直接、地方厚生局に申請等の手続を行うことで、余裕を持った事務処理が可能になる。			保育幼稚園課
69	保育対策等の促進	「特定保育事業」、「休日・夜間保育事業」、「病児・病後児保育事業」、「待機児童解消促進等事業」、「保育環境改善等事業」、「延長保育促進事業」の各事業の円滑な実施を図るために、保育所が各事業の要綱に沿った事業運営をおこなっているか確認するとともに、厚生労働省に対し補助金の申請等を行う。 (子ども・子育て支援新制度に移行後は、対象事業が変更になる。)	25年度実績 対象事業 休日保育 2園 待機児童解消促進等事業 4園 延長保育事業 60園	◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係） ◇児童福祉に関する国通知（負担金・補助金関係）	—	—	—	現在は、都に協議したうえで事業者に運営費を助成しているが、移行後は、都への協議がなくなるため、迅速に運営費を助成することができる。 また、都を経由して市に国庫補助金が交付されていたが、国から直接交付されることにより補助金の歳入時期が早まる。		1か月の短縮	保育幼稚園課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
70	幼保連携型認定こども園の 設置認可等	幼保連携型認定こども園について、市の条例で人員、設備、運営の基準を定め、設置認可申請を審査する。また、施設の基準を維持するため、事業者から必要な報告を求め質問し、設備、帳簿等を検査する。	—	◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	◇八王子市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	◇八王子市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	◇八王子市幼保連携型認定こども園事務取扱要綱	施設の設置認可申請及び変更の届出について、市が直接受理することにより事務処理が効率的に行われる。 また、幼保連携型認定こども園の設備や運営に関する基準について、虐待防止研修の義務付け及び非常災害対策の強化など市独自の基準を定める権限、認可権限、指導監督権限を合わせ持つことで、利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう、迅速できめ細かな対応を取ることができる。	都庁 ⇒市役所		保育幼稚園課
71	地域子育て支援拠点事業等の届出受理等	地域子育て支援拠点事業（ひろば）・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）・養育支援訪問事業（ヘルパー派遣）の開始届、変更届及び廃止届を受理する。また、事業者への指導監督を行うとともに、適正な事業運営が行われていない場合は、事業の制限又は停止命令を行う。	地域子育て支援拠点事業 37か所 子育て短期支援事業 10か所 養育支援訪問事業 5か所	◇社会福祉法 ◇児童福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市地域子育て支援拠点事業等開始届等事務取扱要綱	市が事業者への指導監督を行うことで事業の運営状況を把握できるようになる。		○	子ども家庭支援センター
72	子育て援助活動支援事業の届出受理等	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の開始届、変更届及び廃止届を受理する。また、事業者への指導監督を行うとともに、適正な事業運営が行われていない場合は、事業の制限又は停止命令を行う。	依頼会員 1,955人 提供会員 625人 両方会員 66人 合計 2,646人 (市の事業として実施)	◇社会福祉法	—	—	◇八王子市子育て援助活動支援事業開始届等届出事務取扱要綱	市が事業者への指導監督を行うことで事業の運営状況を把握できるようになる。			子育て支援課
73	母子及び父子福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父又はそれらの児童に対し、経済的な自立と生活意欲の向上が図られるよう、事業に必要な資金や一時的な生活費、児童の学費や技能習得に必要な資金などを貸し付ける。また、貸付の償還が滞る場合には、債権回収の手續に従い督促を行い、滞納金を徴収する。	貸付件数 1,588件	◇母子及び父子並びに寡婦福祉法 ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 ◇母子家庭等及び寡婦の福祉に関する国通知（事務事業関係） ◇激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	◇八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例	◇八王子市特例児童扶養資金貸付金の償還の免除に関する条例施行規則 ◇八王子市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	◇八王子市母子・父子福祉資金事務取扱要領	市が事業の主体となることで、独自に事務手続きの簡略化を行うことが可能となるほか、償還免除の決定や、貸付金の目的外利用、不正申請等の際に貸付停止手續を速やかに行うことが可能となる。		○ (一部)	子育て支援課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
74	母子家庭等の就業・自立支援	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下母子家庭等）の自立に向けて日常生活支援を行う事業者から事業開始届、休・廃止届を受理する。適正な事業運営が行われていない場合には、報告の徴収、立入検査を行い、事業の制限又は停止を命ずる。 また、就職を希望する母子家庭等の雇用の促進を図るため、企業開拓や講習会などを行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する。	—	◇母子及び父子並びに寡婦福祉法 ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 ◇母子家庭等の福祉に関する国通知（事務事業関係）	—	◇八王子市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	◇八王子市母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱	事業の開始・変更・廃止届等について、市が直接受理することにより事務処理が効率的に行われ事業者の立入検査や就業支援を行うことで迅速できめ細かな対応をとることができる。 また、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、これまで都が広域で支援をしていたが、移行後は市近辺の企業に対し、ひとり親家庭の特性の理解を広げることにより就業を進めるとともに、市内でセミナーや講座を受けられることとなる等、総合的な就労支援が受けやすくなる。	都庁 ⇒市役所  セミナーや講座の開催場所が都内や立川市から本市内に変更となるので参加しやすくなる (就業・自立支援センター事業)	1か月間の短縮 (事業開始届の受理等)	子育て支援課
75	結核児童療育給付	結核にかかっている児童に対して、指定した医療機関（指定療育期間）に入院させて医療の給付を行うとともに、療養生活に必要な日用品や学校教育を受けるために必要な学習用品の給付を行い、児童の保護者の負担能力に応じて費用を徴収する。 また、指定医療機関から届く診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、額を決定する。	—	◇児童福祉法 ◇児童福祉法施行規則	—	◇八王子市児童福祉法施行細則	◇八王子市療育給付事業実施要綱	指定療育機関の指定、監督に係る事務を行うことで、きめ細かな指導や迅速な対応が可能となる。	都庁 ⇒市役所 (指定療育機関の申請)	○	保健対策課
76	小児慢性特定疾病医療費の助成	慢性疾患で長期療養を必要とする児童の医療費負担を軽減するため、保護者からの申請に基づき受診券や手帳を交付し、医療費を助成する。 実施にあたっては、診断する医師と治療する医療機関を指定するとともに、助成認定にあたり児童福祉法に基づく審査会を設置する。また、相談支援についても整備し、国制度との整合を図る。	対象者 530人 指定医療機関 25件 指定薬局 70件  *法律改正分を含む見込数	◇児童福祉法 ◇児童福祉法施行規則	◇八王子市小児慢性特定疾病審査会条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	◇八王子市児童福祉法施行細則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則	◇八王子市小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱	診断する医師と治療する医療機関を指定するとともに、申請受付から支給認定までを市が実施することにより、迅速な対応が可能となる。	※		保健対策課

※申請先は変わらないが、申請時の添付書類（住民票・課税証明書）の省略が可能。

2. 保健衛生行政に関する事務

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
1	受胎調節に関する広報活動	人工妊娠中絶が母体の生命や健康に及ぼす影響を考慮して、受胎調節を普及させる広報活動を企画、実施する。	—	◇母体保護に関する国の通知（事務事業関係）	—	—	—	母子保健事業と連携して、母体保護の普及啓発を図る。			保健対策課
2	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対して、指定した医療機関に入院させて医療の給付を行うとともに、扶養義務者の負担能力に応じて費用を徴収する。 また、指定養育医療機関（病院、診療所、薬局）の指定を行い、適正な運営を監督し、著しく不相当と認められる場合はその指定を取り消す。また、指定養育医療機関から届く診療報酬請求を審査し、額を決定する。	2医療機関	◇母子保健法 ◇母子保健法施行規則	—	◇八王子市母子保健法施行細則	◇八王子市未熟児養育医療医療助成実施要綱	指定養育医療機関の指定、監督に係る事務を行うことで、医療機関の情報を把握し改善指導が迅速にできる。		○	保健対策課
3	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごせるよう、健康に関する知識を啓発する健康教育事業や相談事業を実施し、女性の健康の保持増進を図る。	—	◇母子保健に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市女性健康支援要綱	各所管課で実施している相談、教育事業等が連携することで、女性に対するサービスが総合的に提供できるようになる。			健康政策課
4	母子保健施策の充実	母子保健施策の充実強化及びこれら施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について現行の保健福祉センター運営協議会を活用し、施策に反映させやすくする。 市における母子保健、医療及び福祉等の現状、今後の課題等について検討する。	—	◇母子保健に関する国通知（事務事業関係）	—	◇八王子市保健福祉センター運営協議会規則	—	現行の保健福祉センター運営協議会における子育て世代の市民委員の割合を高め、母子保健施策により多く意見をとり入れ、母子保健施策の充実強化を図る。また、子ども育成計画の中に含まれている母子保健計画は、27年4月に立ち上げる「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」でもより広い視点で検討・検証していく。	—	—	大横保健福祉センター
5	不妊に悩む方への特定治療支援事業（特定不妊治療費助成）	指定医療機関を指定するとともに、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦に対して、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	約700件	◇母子保健に関する国通知（事務事業関係）	—	—	◇八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	申請受付及び認定の他、医療機関の指定、監督に係る事務を行うことで、きめ細かな相談や迅速な対応が可能となる。	都庁 ⇒市役所	○	保健対策課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
6	結核患者に対する診療報酬額の決定	結核患者に対して、感染症指定医療機関での治療が必要となる。感染症指定医療機関から届く診療報酬請求を審査し、審査委員会の意見を聴いて診療報酬額を決定する。	1,246件	◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則	—	—	—	診療報酬についての審査・決定事務を行うことで、きめ細かな指導や迅速な対応が可能となる。			保健対策課
7	結核の定期健康診断に関する報告の受理及び費用の補助	事業所や学校では、結核について定期的に健康診断を実施して、受診者数や発見された患者を報告しなければならない。定期実施を促進することで結核患者の早期発見と感染の発生防止を図るため、定期的な健康診断を行う私立の学校・施設に対し、費用の3分の2を補助する。	補助実績数 31施設	◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	—	—	◇八王子市私立学校等結核予防補助金交付要綱	市で報告を受け付けるため、迅速な実態把握や対応が可能となるとともに、市が補助金の検査を行うことできめ細かな指導が実現する。	都庁 ⇒市役所		保健対策課
8	食品衛生法に基づく検査	危害の発生を防止するため、製造者に対し規格が定められた食品や容器包装等の検査を受けるよう命じる。 また、都が定めている飲食店等が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準について、中核市区域における新たな基準設定が可能になる。	—	◇食品衛生法 ◇食品衛生法施行令	—	◇八王子市食品衛生法施行細則	—	市が検査命令を行うことにより、迅速に食品衛生上の危害の発生を防止できる。 また、市が公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めることより、地域の実情に合わせた監視指導の実施が可能になる。		○	生活衛生課
9	動物の愛護及び管理	動物愛護精神の高揚と適正な飼養方法について条例で規定する。この条例や法令に基づき犬猫の引取りや収容を行い、引取った犬猫については殺処分がなくなることを目指して所有者の発見や譲渡先の確保に努める。また、熱意と見識を有する方を動物愛護推進員として委嘱し、動物愛護推進員の活動に対する支援等について協議する。	—	◇動物の愛護及び管理に関する法律 ◇動物の愛護及び管理に関する国通知	◇八王子市動物の愛護及び管理に関する条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	◇八王子市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則	◇八王子市動物愛護推進員設置要綱 ◇八王子市動物愛護推進協議会設置要綱	動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進員の活動に対する支援等について協議を行う協議会を設置することが可能となるため、動物愛護推進員と連携しながら動物愛護精神の高揚を図り、また動物の愛護と適正な飼養及び保管に関する普及啓発をこれまで以上に主体的に進めることができる。			生活衛生課
10	温泉の利用及び行政処分の状況調査・報告	温泉法に基づき許可された温泉利用施設について、利用源泉の温度や泉質、宿泊延べ人数等の状況を毎年末日現在で取りまとめるとともに、前年度内に実施した許可・廃止等の行政処分の件数を、種別ごとに取りまとめ、国に報告する。	廃止施設 3件 利用施設 10件 宿泊延利用人数 12,752人	◇温泉に関する国通知 (事務事業関係)	—	—	—	都を経由せず直接国へ報告することになるため、事務の簡素化が図られる。			生活衛生課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
11	建築物環境衛生功労者の推薦	建築物環境衛生技術の向上や業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった方を、表彰対象者として厚生労働大臣に推薦する。	—	◇建築物における衛生的環境の確保に関する国通知	—	—	—	都を経由して推薦していたものを、市が直接推薦できるようになる。			生活衛生課
12	埋葬・火葬を行う者がいない死体に係る費用の支弁	死体の埋葬・火葬を行う者がいないとき(引取り拒否を含む)、死体の埋葬に要した費用が遺留金銭で不足する部分について、市が費用を立て替える。扶養義務者や相続人への請求、あるいは遺留品の売却を行っても費用が弁償されないときは、立て替えた部分が市の負担となる。	25年度実績 8件 (うち 市費用立替 5件)	◇墓地、埋葬等に関する法律	—	—	—	都への費用請求、収入事務が無くなるため、市の事務の簡素化が図られる。			福祉政策課
13	各種統計調査の実施	保健、医療福祉、年金所得等を世帯面から総合的に明らかにする国民生活基礎調査をはじめ、福祉行政、児童福祉行政、地域保健施策、衛生行政の推進に関わる各種調査を実施し、厚生労働省へ提出する。	国民生活基礎調査26年度実績 世帯票調査 309世帯 所得票調査 83世帯 ※世帯票調査は保健所の事務として既に実施している	◇国民生活基礎調査規則 ◇各種調査に関する国通知	—	—	—	各種調査に直接関わることとなり、調査員との連携が密になる。(※保健所は既に実現) また、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例の実施にあたっては、国の説明会に直接出席することで、より早く情報を得ることができる。			福祉政策課 健康政策課 子どものしあわせ課 保育幼稚園課 子育て支援課



3. 環境行政に関する事務

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理 期間の短縮	
1	ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんを排出する施設の届出受理等	ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんを排出する施設を設置しようとする際には届出が必要である。届出の受理、改善命令、一時停止命令、報告聴取、立入検査を行う。	45事業場	◇大気汚染防止法 ◇大気汚染防止法施行令 ◇大気汚染防止法施行規則	-	-	◇八王子市における工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱	市は、事業場に対するばい煙発生施設等の届出や立入検査・指導を行っている。権限移譲後は、工場についても届出や立入検査・指導を行う。このことにより、工場及び事業場に対して公害全般の規制指導を一括して行うことが可能となる。	都庁 ⇒市役所		環境保全課
2	特定工場における公害防止組織の整備（水質）	公害を防止するため、ダイオキシン類発生施設を設置している特定工場は、公害防止に関する管理組織体系を設置するよう義務付けられている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準適用事業場に係る「公害防止統括者」、「公害防止主任管理者」、「公害防止管理者」の選任等の届出の受理や立入検査を行う。	1事業場	◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	-	-	-	公共用水域への水質基準について、管理組織体系を把握し、水質汚濁防止法及び下水道法の業務とともに実施することにより、よりきめ細かに指導監督業務を行うことで、公共用水域の公害を防止する。	都庁 ⇒市役所		水再生課
3	特定工場における公害防止組織の整備（大気）	公害を防止するため、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設を設置している特定工場は、公害防止に関する管理組織体系を設置するよう義務付けられている。特定工場に係る「公害防止統括者」、「公害防止主任管理者」、「公害防止管理者」の選任等の届出の受理や立入検査を行う。	64事業場	◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	-	-	-	市は、汚水等排出施設や騒音・振動発生施設の届出を受ける。権限移行後は、ばい煙発生施設やダイオキシン類発生施設の公害防止組織の届出も受けることで、特定工場に係るすべての選任事務を行う。このことから、条例に基づく公害防止管理者と一体的に監視、指導することが可能となる。	都庁 ⇒市役所		環境保全課
4	地方公共団体実行計画（地球温暖化対策地域推進計画）の策定	地方公共団体実行計画（以下「計画」という。）において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定める。また、計画を策定をするにあたっては、都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策と連携を図り、都や他の指定都市等の計画と整合性を図る。さらに、計画策定の際は住民その他利害関係者の意見を反映させるよう措置を講じ、関係地方公共団体の意見を聴く。	-	◇地球温暖化対策の推進に関する法律	-	-	-	計画策定にあたり関係地方公共団体の意見を聴取することが義務付けられることから、本市における都市計画等の施策だけでなく、都の計画と連携した広域的な視点での施策が展開される。			環境政策課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理 期間の短縮	
5	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する方から、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。 地球温暖化防止活動推進員は、①地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について市民の理解を深めること、②市民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、調査に基づく指導及び助言をすること、③地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う市民に対し、活動に関する情報の提供その他協力をすること、④温室効果ガスの排出の抑制等のために国、都、他市が行う施策に必要な協力を行うことを行う。	—	◇地球温暖化対策の推進に関する法律	—	—	◇【新】八王子市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱	活動推進員の委嘱を予定しているため、募集や育成を行う。地球温暖化防止活動推進員を委嘱することにより、地域における身近な相談窓口や情報発信活動が期待でき、地球温暖化対策についての普及啓発が推進される。			環境政策課
6	地域地球温暖化防止活動推進センターの指定	地球温暖化対策に関する普及啓発を行う等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人にあって、事業を適正にかつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、一に限って地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定することができる。また、改善に必要な措置をとるべきことを命じることができ、命令に違反したときは指定を取り消すことができる。	—	◇地球温暖化対策の推進に関する法律	—	—	—	市の実情を把握している団体を地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定することで、実状に沿った温暖化対策の推進を図る。なお、活動推進員の支援も行う。 地域地球温暖化防止活動推進センターを法令により指定できるようになるため、行政とは異なる相談窓口の設置や情報発信が可能となり、地域が一体となった地球温暖化対策が実現する。また、法に基づく事業となるため、国の事業との連携がより密接に図ることが可能となる。			環境政策課
7	ダイオキシン類の対策（水質）	ダイオキシン類による環境の汚染の防止のため、ダイオキシン類を含む汚水、廃液を排出する特定施設を設置する際には届出が必要である。届出の受理、改善命令、立入検査等を行う。また、地下水（井戸）、河川、河川底質のダイオキシン類による汚染状況の常時監視や調査測定を行う。	6事業場	◇ダイオキシン類特別措置法 ◇ダイオキシン類特別措置法施行令 ◇ダイオキシン類特別措置法施行規則	—	—	◇八王子市廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱	ダイオキシン類発生施設の水質基準適用事業場の届出や立入検査を実施する。また、ダイオキシン類の常時監視を行う。 工場や事業者に対する立入調査の際に、既に市で行っている水質汚濁防止法や下水道法の公害に関する規制指導を一体的に行う。また、事故への直接対応、分析値の速報値の入手によりデータに基づく迅速な対応、測定箇所・測定回数増を図る。	都庁 ⇒市役所		水再生課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理 期間の短縮	
8	ダイオキシン類の対策（大気）	ダイオキシン類による環境の汚染の防止のため、ダイオキシン類を発生し、排出する特定施設を設置する際には届出が必要である。届出の受理、改善命令、立入検査等を行う。また、大気等のダイオキシン類による汚染状況の常時監視や調査測定を行う。	19事業場	◇ダイオキシン類特別措置法 ◇ダイオキシン類特別措置法施行令 ◇ダイオキシン類特別措置法施行規則	—	—	◇八王子市における廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱	市は新たに、ダイオキシン類発生施設の届出、立入検査の実施やダイオキシン類の常時監視を行う。また、廃棄物焼却施設の廃止時から解体工事で生じるダイオキシン類の飛散防止等の指導を行なう。 このことにより、大気汚染防止法や条例と一体となって、公害に関する規制指導を行うことが可能となる。	都庁 ⇒市役所		環境保全課
9	体験の機会の場の認定	土地や建物の所有者等が、その土地や建物を自然体験活動等の体験の機会の場として提供するために申請した場合、教育委員会への協議を行った上で認定し、認定した体験の機会の場をインターネット等を通じて公表する。	—	◇環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	—	—	◇【新】八王子市環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱	市民・事業者が認定申請するよう積極的に呼び掛け、多くの体験の機会の場を認定していく。あわせて、環境教育等による環境保全の取組を促進する。また、自然体験活動等の体験の機会の場の認定や公表を行うことで、市の環境施策の中で一体的な展開が図れることや、自然体験活動等への参加が促進され、活動を通じて環境の保全についての理解と関心が深まる。	都庁 ⇒市役所		環境政策課
10	廃棄物処理施設の設置許可等	廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分量の許可、産業廃棄物収集運搬業の許可の申請書の受理、基準適合の審査、許可証の交付、立入検査、事業停止命令、許可取消などを行う。 また、産業廃棄物排出事業者からのマニフェスト報告書受理、立入検査、指導などを行う。	廃棄物処理施設 20施設 産業廃棄物処理業 60社 産業廃棄物排出事業者 4,056社（24年度実績）	◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	◇八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ◇八王子市手数料条例	◇八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則	◇八王子市廃棄物処理に係る行政処分要綱 ◇八王子市産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱 ◇八王子市産業廃棄物に係る報告・公表制度要綱 ◇八王子市特別管理産業廃棄物責任者の届出要綱 ◇八王子市廃棄物に係る行政指導要領	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・報告の事務処理については委託して行う。 積替・保管施設や中間処理施設については、市の監視をきめ細かく行うことにより適正に処理できるよう指導を強めていく。 市では独自条例を制定し、廃棄物処理施設の設置を行う事業者が許可申請に先立って事前に地域住民へ十分な説明責任を果たし、市民の不安を取り除き良好な関係を構築できることを期待して住民説明会の開催を義務付ける。 廃棄物処理施設の設置許可にあたり、施設が生活環境の保全上適正な配慮がなされているか、市の実情に即した委員で構成する廃棄物処理施設専門委員会に意見を聞く。 現在市で担っている一般廃棄物に関する事務と併せ、廃棄物行政全般を一元的に行うことで、より市民の生活環境に配慮した、適正な廃棄物処理が実現する。	都庁 ⇒市役所		廃棄物対策課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理 期間の短縮	
11	特定建設資材廃棄物の再資源化等	コンクリート、木材など特定建設資材廃棄物の再資源化及び縮減の適正な実施の確保のため、建設工事受注者に対する助言、勧告、命令、報告徴収、建設工事現場への立入検査を行う。	1,237件	◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則	—	—	◇八王子市特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る行政処分等の要綱	不法投棄を防ぐために排出段階（解体現場）で指導を行う。廃棄物の排出者から運搬業者、運搬先の聞き取り確認及び後日委託契約書、マニフェストと照合する。収集運搬車両の適正確認を行う。 立入検査は建築指導課と連携を図り、合同で行う。 建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務を行うことで、解体事業者に対して、きめ細かく指導啓発を行う。	都庁 ⇒市役所 (廃棄物の再資源化に係る)		廃棄物対策課
12	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出受理等	PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、保管及び処分の状況について市長に届け出なければならない。届出の受理、事業者等に対して指導、助言、改善命令、報告徴収、立入検査を行う。	PCB廃棄物保管事業者 193社	◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則	—	—	◇八王子市使用中PCBに係る要綱	保管事業者へ立入検査を行い、保管基準が守られているか（周囲に囲いが設けられている、飛散・流出・地下浸透防止等）、処理方法（委託の制限、受渡しの禁止）を指導する。 PCB廃棄物の保管事業者へ細かな指導をしていくことで、PCB廃棄物の適正保管と処理を促進する。	都庁 ⇒市役所		廃棄物対策課
13	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等	平成10年6月17日以前に不適正処分された産業廃棄物で、生活環境の保全上支障が生じる場合に、特定支障除去等事業を平成25年3月31日までに環境大臣に協議して同意を得た上で実施計画を定める。	—	◇特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法				本市には、該当する事業がないため事務は生じない。			廃棄物対策課

4. 都市計画・建設行政に関する事務

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
1	民間土地区画整理事業に係る認可等	民間（個人、土地区画整理組合、区画整理会社）が施行する土地区画整理事業に対する各種認可、各種届出の受理及び承認を行う。また、事業や会計が事業計画等に違反すると認める場合、民間施行者に対して検査及び是正命令等を行う。	2事業者 (26年9月現在)	◇土地区画整理法 ◇土地区画整理法施行令 ◇土地区画整理法施行規則	◇八王子市土地区画整理組合助成条例	-	-	市が認可申請書等の内容を確認後、認可、公告等を実施する。現在、認可、公告等に関する事務は、都が行っているが、市が主体的に関与することにより、地域特性に配慮した指導や迅速な現場対応等、きめ細かな対応が可能となる。		○	区画整理課
2	民間住宅街区整備事業に係る認可等	民間（個人、住宅街区整備組合）が施行する住宅街区整備事業に対する各種認可、各種届出の受理及び承認を行う。また、事業や会計が事業計画等に違反すると認める場合、民間施行者に対して検査及び是正命令等を行う。	-	◇大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ◇大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 ◇大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	本市には、現在、該当する区域がないため事務は生じない。						区画整理課
3	宅地造成工事の許可	宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流出による災害の防止のため、宅地造成工事規制区域の指定、工事許可申請の審査、許可、検査等を行う。また、土砂災害防止のため、危険個所の是正指導、勧告、命令等を行う。	-	◇宅地造成等規制法 ◇宅地造成等規制法施行令 ◇宅地造成等規制法施行規則	◇八王子市手数料条例	◇八王子市宅地造成等規制法施行細則	◇八王子市宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の審査基準	現在、開発事業の工事に関する直接的な指導は都が行っている。市が主体的に関与することにより、住民の要望や事業者への指導が直接可能となる。また、地域特性に配慮した指導や、迅速な現場対応等、きめ細かな対応が可能となり安全、安心なまちづくりが可能となる。	多摩建築指導事務所（立川） ⇒市役所	○	開発審査課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
4	都市計画法による開発許可	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図るため、開発許可申請の審査（技術基準、立地基準）、許可、検査、開発登録簿の調製・閲覧、証明書の発行等を行う。また、市街化調整区域における開発許可に関する審議や審査請求に対する裁決を行う開発審査会を設置する。	—	◇都市計画法 ◇都市計画法施行令 ◇都市計画法施行規則 ◇市民農園整備促進法 ◇地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	◇八王子市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例 ◇八王子市開発審査会条例 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ◇八王子市手数料条例	◇八王子市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例施行規則 ◇八王子市開発審査会条例施行規則 ◇非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則 ◇八王子市開発登録簿閲覧所閲覧規則	◇八王子市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準	現在、開発事業の工事に関する直接的な指導は都が行っているが、市が主体的に関与することにより、住民の要望や事業者への指導が直接可能となる。また、地域特性に配慮した指導や、迅速な現場対応等、きめ細かな対応をとることで安全・安心なまちづくりが可能となる。市街化調整区域における開発許可に関する審議や審査請求に対する裁決を行う開発審査会を市が設置する。	多摩建築指導事務所（立川） ⇒市役所	○	開発審査課
5	認定再開発事業に関する計画の認定	中高層の耐火建築物と公共施設の一体的な整備（市街地再開発事業は除く）を予定し、税制の特例措置を受けるために「再開発事業計画」の認定を希望する事業者からの認定申請、変更認定申請について審査を行い、認定する。また、実施状況の報告を求めるとともに、計画に従って事業を実施していない事業者に対する改善措置命令を行うほか、改善命令に違反する場合は、「再開発事業計画」の認定取消の措置を行う。	—	◇都市再開発法	—	◇八王子市都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則	—	都から引継ぎ事項はないため、案件が出た段階で随時東京都と調整していく。認定再開発事業の認定申請箇所の状況等を十分把握しているため、迅速できめ細かな対応が実現する。	都庁 ⇒市役所	○	中心市街地対策課
6	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の規制	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るために、市域に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者に対し、許可を受けることを義務づけるとともに、それらの行為を禁止する場所や物件の指定や制限事項を定めて規制を行う。	—	◇屋外広告物法	◇八王子市屋外広告物条例 ◇八王子市景観条例	◇八王子市屋外広告物条例施行規則 ◇八王子市景観条例施行規則	◇八王子市屋外広告物に係る行政処分要綱	景観条例・景観計画と連携した取組による、市独自の規制誘導を行うことで、市の実情を反映した迅速できめ細かな対応が実現する。		2週間 ⇒1週間	まちなみ景観課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
7	法に違反する屋外広告物への対応	法に違反している屋外広告物や掲出物件に対し、必要な措置命令、代執行、簡易除却を行う。除却した屋外広告物や掲出物件は保管、売却、廃棄を行い、これらの措置に要した費用は所有者や占有者に請求する。	—	◇屋外広告物法	◇八王子市屋外広告物条例	◇八王子市屋外広告物条例施行規則	◇八王子市屋外広告物に係る行政処分要綱	屋外広告物の簡易除却を行う協力員制度を屋外広告物法に基づく制度とすることで、簡易除却の対象となる違反広告物の種類が増える。			まちなみ景観課
8	屋外広告業の登録	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るために、市域において屋外広告業を営む事業者に対して登録を行うことを義務づけるとともに、登録業者に対して指導、助言、勧告を行う。	—	◇屋外広告物法 ◇屋外広告物の規制に関する国通知	◇八王子市屋外広告物条例	◇八王子市屋外広告物条例施行規則	◇八王子市屋外広告物に係る行政処分要綱	市が屋外広告業者の登録を行うことで、市が屋外広告業者を管理することができ、効果的かつ効率的な対応（指導、命令、代執行等）が実現する。	都庁 ⇒市役所		まちなみ景観課
9	指定都市等が設立した土地開発公社に係る他の法令の準用	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき土地開発公社を設立した場合、その公社を中核市とみなして、関連法令（森林法等）の規定を準用する。	—	◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令	本市に土地開発公社はないため、新たな事務は発生しない。						都市総務課
10	振興拠点地域基本構想の作成等	地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の実施を促進することにより、その周辺の広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、振興拠点地域基本構想を作成し、主務大臣に協議して同意を得なければならない。	—	◇多極分散型国土形成促進法	本市は、首都圏整備法の規定により対象外の地域とされているため、当該事務を行うことはできない。						都市総務課

事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
				条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
11	防災街区計画整備組合の認可等	—	◇密集市街地における 防災街区の整備の促進 に関する法律	—	—	—	現在、本市には該当区域がない ため事務は生じないが、地区計 画の変更等で該当するよう になった時点で都と調整してい く。 計画整備組合の設立認可申請等 にあたり、事業予定地や権利者 の状況等を十分把握しているこ とで、迅速できめ細かな対応が 可能となる。	都庁 ⇒市役所	○	中心市街地対策課
12	サービス付き高齢者向け住 宅事業の登録等	13件 (26年9月末現在)	◇高齢者の居住の安定 確保に関する法律	◇八王子市手数料条 例	◇【新】八王子市高 齢者の居住の安定確 保に関する法律施行 細則	◇八王子市サービ ス付き高齢者向け住 宅事業の登録に係る事 前協議等の行政指導 に関する要綱 ◇八王子市サービ ス付き高齢者向け住宅 立入検査実施要綱 ◇八王子市サービ ス付き高齢者向け住宅 における生活支援 サービス提供のあり 方指針	市内で高齢者向け住宅事業を 実施する事業者と接することで、 高齢者の居住安定を確保するた めの施策展開に有効な情報を得 ることができる。 市の生活支援サービスのあり方 指針を制定し、登録事業者に は、虐待防止研修の義務付け、 成年後見制度の活用支援をする ことを市独自の登録基準として 盛り込む。これにより、市の実 情に合わせたサービス付き高 齢者向け住宅の整備やきめ細かな 対応が実現する。 住宅の管理や生活支援サービス に関して、事業者に報告を求め たり、立入検査などを、市が行 う。これにより、きめ細かな指 導等が可能となり、高齢者が安 定的に居住することができる良 好な居住環境が確保される。	都 ⇒市役所 (現在は、都の 委託先が窓口)		住宅政策課 高齢者いきいき課
13	終身建物賃貸借事業の認可	1件 (26年9月末現在)	◇高齢者の居住の安定 確保に関する法律	—	◇【新】八王子市高 齢者の居住の安定確 保に関する法律施行 細則	—	市内で終身建物賃貸借事業を 実施する事業者と接することで、 高齢者の居住安定を確保するた めの施策展開に必要な情報を得 ることができる。	都庁 ⇒市役所		住宅政策課
14	特定都市河川流域内の雨水 浸透阻害行為の許可等	—	◇特定都市河川浸水被 害対策法	本市には、対象の河川がないため事務は生じない。						水環境整備課



	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
15	特定都市河川流域内の保全調整池の指定	防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が浸水被害の防止を図るため有用と認めるときは、保全調整池として指定し、標識を設けなければならない。	—	◇特定都市河川浸水被害対策法				本市には、対象の河川がないため事務は生じない。			水環境整備課

5. 文教行政に関する事務

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
1	免許状更新講習の開設	大学、中核市の教育委員会は、文部科学大臣の認定を受けて免許状更新講習を行う。	—	◇教育職員免許法	—	—	—	都における免許状更新講習認定大学等は、平成26年度現在で78か所あり、その中には市内の5大学も含まれており、適切な受講環境と円滑に実施される体制が整っている。そのため、八王子市教育委員会が更新講習を実施する必要性はないが、状況の変化に応じて市で開設することができるようになる。			教職員課
2	市立小中学校教職員研修の実施	教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、市独自の課題や市で求められる教師像を実現するため、職層や年次、校務分掌等に応じて、教職員の資質・能力向上を目的とした研修を実施する。	教職員数約2,700人に対する研修	◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律	—	—	八王子市教員育成研修基本方針	市が研修の実施方針を策定することで市の教育方針が教員により浸透し、地域の実情に即したきめ細かな教育が提供できる。具体的には、教員の職務の中心である「授業力」、「専門性」、「指導技術」の向上を図る研修、市職員と同様に、初任者を対象として接遇マナー・コミュニケーション能力を向上させるための研修等を実施する。			指導課 教職員課
3	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (地域ぐるみの学校安全体制整備事業)	通学路や学校における誘拐、傷害等の犯罪被害の防止に地域が連携して取り組むため、警察官OBをスクール・ガードリーダーに委嘱して、保護者や地域住民等のボランティアに警備のポイントや改善点を学ぶ機会を提供する。	スクールガードリーダー 16人 51校配置 (26年9月29日現在)	◇その他(要綱に基づく事務) 教育基本法	—	—	◇【新】八王子市地域ぐるみの学校安全体制整備事業	市の実施要綱により事業を展開することで、より柔軟な見守り体制の整備が可能になる。			保健給食課
4	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (学校と家庭の連携推進事業)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対応するため、「家庭と子供の支援員」を各学校に配置する。支援員は、支援が必要な子ども及びその保護者の情報を学校と共有して対応を協議するとともに、家庭訪問を通じてアドバイスや情報提供を行う体制を作り、地域や学校の実態に即した効果的な取組を推進する。	家庭と子供の支援員等配置 校 5校	◇その他(要綱に基づく事務) 教育基本法	—	—	◇八王子市学校と家庭の連携推進事業実施要綱	市が独自に計画を立てて事業を実施するため、より柔軟に対応できる支援体制の確立が可能になる。			指導課

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
5	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (放課後子ども教室推進事業)	放課後等に学校の校庭や空き教室等を活用して、学校・家庭・地域と連携を図り、学び・体験・遊び・交流活動を提供する。これらの取組を通じて、子どもたちに豊かな人間性を養わせるとともに、子どもたちに安全・安心な居場所を提供する。	実施数 55校 (26年12月末現在)	◇その他(要綱に基づく事務)	-	-	◇八王子市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱	市が独自に計画を立てて事業を実施することで、より地域の実情に合った取組を推進することができる。			生涯学習政策課
6	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待などの課題へ対応するため、教育と福祉の両分野について専門的な知識・技術を持ち、活動経験・実績がある者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、校内体制づくりや関係機関との連携を強めて、子ども・保護者・教職員等に対する支援体制を整備する。	スクールソーシャルワーカー3名配置(26年度)  学校数 108校 児童数28,386人 生徒数13,781人 (26年5月1日現在)	◇その他(要綱に基づく事務)	-	-	-	市が独自に計画を立てて事業を実施するため、より柔軟に対応できる支援体制の確立が可能になる。 具体的には、児童生徒や家庭への支援をさらに充実させるために、スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・援助を行うスーパーバイズの体制の充実を図っていく。			教育支援課
7	重要文化財の現状変更、公開の許可等	市内の重要文化財に関する現状変更の一部及び一部の重要文化財の公開について、許可、停止命令、取消しを行う。また、上記の取扱いに際して重要文化財の所有者等に対し、保存に係る報告を求め、報告により状況確認ができない場合は立入調査を行う。さらに、文化庁長官により公開のため出品された重要文化財等の管理を行う。	4件	◇文化財保護法	-	-	-	市が重要文化財の保存について指導することで、迅速できめ細かな対応が可能になり、市内の文化財の魅力は今まで以上に発信でき、市民が文化財に親しむ機会が増える。		○	文化財課
8	埋蔵文化財の返還、鑑査	発掘により文化財を発見した場合には、所有者が判明しているときは所有者に返還し、所有者が判明しないときは警察署長に通知する。また、文化財であると認められる埋蔵物を警察署長から受領し、鑑査を行う。この結果、文化財である場合は警察署長に通知し、市で保管とする文化財でない場合は警察署長に差し戻す。所有者から返還請求があった場合は、警察署長に引き渡す。	1,034か所 (26年12月末現在)	◇文化財保護法	-	-	-	地中から発見された出土品について、市において文化財であるかの認定を行うため、文化財認定に要する時間が短縮できる。その結果、発掘の成果等を早く市民や学校等にも知らせることができ、郷土愛が醸成される。文化財認定の事務処理が東京都を経由しなくなるため、文化財の把握が容易になり、迅速な情報提供が可能になる。文化財鑑査を行うことにより、市民が文化財に親しむ機会が増える。		2か月 ⇒1か月	文化財課

6. その他の事務

	事務名	事務の概要	対象数 (市民・事業者・施設等)	根拠規定	事務の実施に伴い制定・改正する条例・規則等			移行で実現すること			担当課名
					条例	規則	要綱等	移譲される権限を活用して 市が独自に取り組む内容	申請先の変更	事務処理期間 の短縮	
1	激甚災害における財政援助等	激甚災害が発生した場合に、被災した保護施設、児童福祉施設、特別養護老人ホーム等の災害復旧事業にかかる費用に対し、国の交付金を受領し、施設の設置者に交付する。	—	◇激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 ◇激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令	—	—	—	国から直接交付金を受領するため、迅速な調整や対応が可能となる。		○	防災課 男女共同参画課 高齢者いきいき課 生活福祉第一課 生活福祉第二課 保育幼稚園課 子育て支援課
2	郵便又は信書便による投票を行うことができる身体障害者の証明	郵便又は信書便による投票を行うことができる身体障害者であることを、市が書面により証明する。	—	◇公職選挙法施行令 ◇日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	—	—	—	市選挙管理委員会が受けた申請に対して、迅速に対応することができる。		1週間 ⇒1日	障害者福祉課
3	特定計量器の定期検査等	適正な計量の実施を確保するため、商店や工場などで取引、証明に使用されている特定計量器（はかり）の性能及び器差について、定期的に検査を行う。また、店舗や事業場に対し、特定計量器や商品量目について立入検査を行う。経済産業大臣に対して適正計量管理事業所の申請をした事業者が、市長の検査を受けた場合は、その結果を経済産業大臣に報告する。	700事業所	◇計量法	◇八王子市手数料条例	—	◇八王子市指定定期検査機関公募要項 ◇八王子市指定定期検査機関の指定に関する事務処理要綱 ◇八王子市指定定期検査機関の指定に関する指定検査基準及び審査基準	はかりの定期検査について、東京都と同様に指定定期検査機関に委託して行うが、はかりの立入検査については、市の判断で件数や事業者を決定できるため、市内の事業者との関係が深まり、情報提供や情報収集の機会が増える。また、市のイベントで計量に関する啓発を実施するほか、検査対象や結果を身近な広報やホームページなどで知らせることで、市民の安心した消費生活につながる。	都計量検定所 ⇒市役所 (定期検査の申請及び適正計量管理事業所の指定に係る申請)		消費生活センター